神奈川県産業・業務部門脱炭素推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、産業・業務部門における脱炭素化を推進するため、第3条に掲げる 事業に要する経費に対し、神奈川県(以下「県」という。)が予算の範囲内で補助金を交 付することについて、補助金の交付等に関する規則(昭和45年神奈川県規則第41号。以 下「規則」という。)に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところに よる。
 - (1) 自家消費型再生可能エネルギー発電設備

再生可能エネルギー源(太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス(動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの))を利用する発電 設備から得たエネルギーを、特定の施設に供給し、供給された施設で消費することを 目的とする設備をいう。

(2) バーチャルパワープラント(以下「VPP」という。)

再生可能エネルギー発電設備、蓄電池等のエネルギー設備を高度なエネルギーマネジメントにより統合的に制御することで、仮想的に発電所のように機能させ、電力の需給調整に活用できるよう構成されたものをいう。

(3) 事業活動温暖化対策計画書等

神奈川県地球温暖化対策推進条例(平成21年神奈川県条例第57号)第11条に規定する計画書、第14条に規定する排出状況報告書及び第15条で規定する結果報告書をいう。

(4) CO2排出量管理システム

事業者の電力使用量等の活動量を入力・データ連携することで、事業者が排出する CO_2 等温室効果ガス排出量の算定・可視化・削減管理をするクラウドサービス等をいう。

(5) リース

契約の名称にかかわらず、補助対象設備等の貸主が、当該設備等の借主に対し、当 事者間で合意した期間にわたり当該設備等を使用する権利を与え、借主は、当該設備 等の使用料を貸主に支払う契約であって、契約期間中の中途解約が原則禁止されてい るもの。

(6) 割賦

補助対象設備等の所有者である売主が、当該設備等の買主に対し、当事者間で合意

した期間にわたり月賦、年賦その他の方法により分割して当該設備等の販売代金を買 主から受領し、かつ、当該代金の全部の支払の義務が履行される時まで当該設備等の 所有権が売主に留保されることを条件に、当該設備等を販売することをいう。

(7) 中小企業等

次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- ア 中小企業者(中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する 中小企業者をいう。以下同じ。)であって、次に掲げる要件のいずれかに該当す るものを除いたもの
 - (ア) 同一の大企業(中小企業者以外の者をいう。以下同じ。) が当該中小企業者 の発行済み株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を所有していること。
 - (4) 大企業が当該中小企業者の発行済み株式の総数又は出資金額の総額の3分の 2以上を所有していること。
 - (ウ) 大企業の役員又は職員が、当該中小企業者の役員の総数の2分の1以上を兼務していること。

イ 学校法人

- ウ 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人及び特定非営利活 動法人
- 工 医療法人
- 才 社会福祉法人
- カ 中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)第3条第1項に規定 する中小企業団体
- キ アからカに掲げる者に準ずるものとして知事が適当と認める者
- (8) かながわ脱炭素チャレンジ中小企業

かながわ脱炭素チャレンジ中小企業認証制度(脱炭素化に向けて、自主的かつ計画 的に取組を進めようとする事業者を県が認証、周知等することにより、県内の中小企 業等の脱炭素化の取組を後押しする制度をいう。)において、認証書の交付を受けた 事業者をいう。

(補助事業)

- 第3条 補助の対象とする事業(以下「補助事業」という。)は、次のとおりとする。
 - (1) 自家消費型再生可能エネルギー発電設備等を設置する事業(これに対し県が交付する補助金を「神奈川県自家消費型再生可能エネルギー導入費補助金」という。)
 - (2) 省エネルギー対策に資する設備を導入する事業 (これに対し県が交付する補助金を「神奈川県中小企業省エネルギー設備導入費補助金」という。)
 - (3) VPPを形成する事業 (これに対し県が交付する補助金を「神奈川県VPP形成促進事業費補助金」という。)

- (4) 事業活動温暖化対策計画書等の報告様式に合わせてデータを収集・整理する機能を 追加するなどのシステムを改修等する事業(これに対し県が交付する補助金を「神奈 川県CO₂排出量管理システム改修支援補助金」という。)
- 2 前項の補助事業を行う者(以下「補助事業者」という。)は別表1から別表4に定める要件及び次の各号に掲げる全ての要件を満たさなければならない。
 - (1) 過去2年以内に銀行取引停止処分を受けていないこと。
 - (2) 過去6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出していないこと。
 - (3) 次の申立てがなされていないこと。
 - ア 破産法 (平成16年法律第75号) 第18条又は第19条に基づく破産手続開始の申立て
 - イ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条に基づく更生手続開始の申立て
 - ウ 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条に基づく再生手続開始の申立て
 - (4) 債務不履行により、所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売開始決定がなされていないこと。
 - (5) 補助事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財政能力を有すること(債務超過の状況にないこと。)。
 - (6) 県税その他の租税を滞納していないこと。
 - (7) 神奈川県が措置する指名停止期間中の者でないこと。
 - (8) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。
 - (9) 当該年度内に、同一の設置場所において、同一の補助金の交付申請をしていないこと。
 - (10) 当該年度内に、同一の補助事業において、県の他の補助金の交付申請をしていないこと。

(補助額の算出方法等)

- 第4条 補助額は、当該補助事業に要する経費のうち、別表1から別表4に定める経費(以下「補助対象経費」という。)に対して、別表1から別表4に定める方法で算出するものとする。ただし、補助額と国等の補助金その他の名称を問わず国等からの給付と知事が認めるものの合計額が補助対象経費を超えないこととする。
- 2 前項の補助対象経費に消費税及び地方消費税は含まない。
- 3 第1項の規定により算出した補助額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を 切り捨てるものとする。

(利益等の排除)

第5条 補助対象経費の中に補助事業者の自社調達又は財務諸表等の用語、様式及び作成 方法に関する規則(昭和38年11月27日大蔵省令第59号)第8条に規定する関係会社から の調達 (工事等を含む。) がある場合は、次のとおり、補助対象経費から利益等相当分の 排除を行うものとする。

- 2 補助事業者が次の各号のいずれかの関係にある会社から調達を受ける場合(他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。)は、利益等排除の対象とする。
 - (1) 補助事業者自身
 - (2) 100パーセント同一の資本に属するグループ企業
 - (3) 補助事業者の関係会社(前号を除く。)
- 3 利益等排除の方法は次のとおりとする。
 - (1) 補助事業者の自社調達の場合

原価をもって補助対象経費の金額を算出するものとする。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいう。

(2) 100パーセント同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象経費の金額を算出するものとする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告(単独の損益計算書)における売上高に対する売上総利益の割合(マイナスの場合は0とする。) をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

(3) 補助事業者の関係会社からの調達の場合(前号の場合を除く。)

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって補助対象経費の金額を算出するものとする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告(単独の損益計算書)における売上高に対する営業利益の割合(マイナスの場合は0とする。)をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

(交付申請の書類)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者は、別表1から別表4に掲げる書類を知事が別に定める期日までに提出しなければならない。

(交付又は不交付の決定の通知)

第7条 規則第4条の規定による交付又は不交付の決定は、別表1から別表4に定める様式 により通知するものとする。

(交付の条件)

- 第8条 規則第5条の規定による条件は、次のとおりとする。
 - (1) 補助事業の内容の変更をしようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければならない。ただし、以下のア及びウに掲げる軽微な変更についてはこの限りではな

11

- ア 第3条第1項第1号及び第2号の補助事業については、交付決定額にその20パーセントを超える影響を及ぼすことがない変更及びかながわ脱炭素チャレンジ中小企業認証制度の認証結果による変更
- イ 第3条第1項第3号の補助事業については、交付決定額にその2分の1を超える 影響を及ぼすことがない変更
- ウ 第3条第1項第4号の補助事業については、交付決定額にその20パーセントを超 える影響を及ぼすことがない変更
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が事業完了予定日までに完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産は、補助事業の完了後においても 善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従って その効率的な運用を図らなければならない。

(変更の申請等)

- 第9条 前条第1号の規定により知事の承認を受けようとする場合は、別表1から別表4に 定める様式を知事に提出しなければならない。
- 2 知事は、前項の規定による書類の提出があった場合において、その内容を審査した上で、別表1から別表4に定める様式により通知するものとする。ただし、変更を承認する場合でも、第7条の規定により通知した交付決定額を増額することはできないものとする。
- 3 前条第2号の規定により知事の承認を受けようとする場合は、別表1から別表4に定める様式を知事に提出しなければならない。
- 4 知事は、前項の規定による書類の提出があった場合において、その内容を審査した上で、別表1から別表4に定める様式により通知するものとする。

(申請の取下げのできる期間)

- 第10条 規則第7条第1項の規定により申請の取下げのできる期間は、交付の決定の通知 を受理した日から起算して10日を経過した日までとする。
- 2 前項の規定は、第9条の変更の承認の申請について準用する。この場合において、前項中「交付の決定の通知」とあるのは、「変更の承認の通知」と読み替えるものとする。

(補助事業の実施)

- 第11条 補助事業は、規則第4条の規定による交付決定を受けた以降に着手しなければならない。補助事業の着手の日は、別表1から別表4に定めるとおりとする。
- 2 補助事業者は、交付の決定を受けた年度内で、知事が別に定める期日までに補助事業 を完了しなければならない。補助事業の完了の日は、別表1から別表4に定めるとおり とする。

(状況報告及び調査)

- 第12条 規則第10条の規定による状況報告は、別表1から別表4に定める様式により、知事が別に定める期日までに行わなければならない。ただし、同期日までに第13条に規定する実績報告を行った場合は、この限りではない。
- 2 前項の規定にかかわらず、知事は、必要に応じて補助事業者から補助事業の遂行の状況 の報告を求め、又は調査することができる。

(実績報告)

- 第13条 規則第12条の規定による実績報告は、別表1から別表4に掲げる書類により、知事が別に定める期日までに行わなければならない。
- 2 前項に規定する実績報告は、やむを得ない理由によりその提出が遅延する場合には、 あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- 3 知事は実績報告書の内容審査の結果、必要であると認めるときは補助事業者に対して 補助事業に関し報告を求め、補助事業者の事業所等に立ち入り、帳簿書類その他物件を 調査し、又は関係者に質問をすることができる。
- 4 補助事業者は、前項の規定による報告の聴取、事業所等への立入り、物件の調査又は関係者への質問を受けたときは、これに応じなければならない。

(補助金の額の確定及び支払)

- 第14条 規則第13条の規定により交付すべき補助金の額を確定したときは、第7条又は第9条の規定により通知した交付決定額と当該確定額が相違する場合に限り、別表1から別表4に定める様式により補助事業者に対し通知するものとする。ただし、当該確定額は第7条又は第9条の規定により通知した交付決定額を超えることはできないものとする。
- 2 この補助金は、交付すべき補助金の額を確定した後に精算交付するものとする。

(決定の取消し)

- 第15条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決 定の全部又は一部を取り消すことができる。
- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令若しくはこれに基づく 知事の指示若しくは命令に違反したとき。
- (4) 補助事業の実施に関して不正、怠慢その他不適当な行為を行ったとき。

(補助金の返還)

- 第16条 補助事業者は、前条の規定による処分に関し、補助金の返還を命ぜられたときは、 その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(そ の一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき 年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。
- 2 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、 納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額(その一部を納付した場合 におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年10.95パーセントの割 合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

(財産の処分の制限)

- 第17条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を知事の承認を 受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に 供し、取り壊し、又は廃棄(以下「処分」という。)してはならない。
- 2 規則第17条ただし書きの規定により知事が定める期間(以下「処分制限期間」という。) 並びに同条第2号及び第3号の規定により知事が定める財産の種類は、別表1から別表 4に定めるとおりとする。
- 3 補助事業者は、処分制限期間の間に、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分しようとする場合は、あらかじめ別表1から別表4に定める様式を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 4 知事は、前項の規定による書類の提出があった場合において、その内容を審査した上で、別表1から別表4に定める様式により通知するものとする。
- 5 知事は内容審査の結果、必要であると認めるときは補助事業者に対して補助事業に関し報告を求め、補助事業者の事業所等に立ち入り、帳簿書類その他物件を調査し、又は関係者に質問をすることができる。
- 6 補助事業者は、前項の規定による報告の聴取、事業所等への立入り、物件の調査又は 関係者への質問を受けたときは、これに応じなければならない。
- 7 知事は、第3項の規定により財産処分等を承認するときに、必要であると認める場合 には、補助金の全部又は一部に相当する金額の納付を請求するものとする。
- 8 補助事業者は、前項の規定による補助金の全部又は一部に相当する金額の請求を受けたときは、これを県に納付しなければならない。

(書類の整備等)

- 第18条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。
- 2 前項に規定する帳簿及び証拠書類(以下「証拠書類等」という。)は、当該補助事業 の完了の日の属する県の会計年度の翌年度から10年間又は第17条に定める処分制限期間 のいずれか長い期間が経過するまで保存しなければならない。
- 3 補助事業者が法人その他の団体である場合で、前項に規定する証拠書類等の保存期間 が満了しない間に当該団体が解散するときは、その権利義務を承継する者(権利義務を 承継する者がいない場合は知事)に当該証拠書類等を引き継がなければならない。

(届出事項)

- 第19条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに文書をもってその旨を知事に届け出なければならない。
 - (1) 個人にあっては、住所又は氏名を変更したとき。
 - (2) 法人その他の団体にあっては、所在地、名称又は代表者を変更したとき。

(暴力団排除)

- 第20条 神奈川県暴力団排除条例 (平成22年神奈川県条例第75号) 第10条の規定に基づき、 次の各号のいずれかに該当する者が補助事業者に含まれる場合には、補助金交付の対象 としない。
- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下この項において「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団
- (2) 法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)
- (3) 法人その他の団体にあっては、代表者又は役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの。
- 2 知事は、交付の申請を受けたとき又は交付の決定をした以降に、補助事業者が前項各 号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して照会することができる。 補助事業者は、知事が当該照会を行うことについて、あらかじめ当該個人情報の本人の 同意を得るものとする。
- 3 知事は、交付決定を受けた補助事業者が、第1項に該当すると判明したときは、交付 の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- 4 前項の規定による取消しをした場合は、第16条を準用する。

(調査事項等)

第21条 補助事業者は、別表1、別表3及び別表4に定める県への協力事項に協力し、別

表2に定める県の調査事項等へ応じなければならない。

2 知事は、前項の規定により補助事業者から報告された内容及び補助事業の結果について、インターネットの利用その他の方法により公表することができる。

(その他)

第22条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、知事が別に 定める。

附則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 令和5年度にかながわスマートエネルギー計画推進事業費補助金交付要綱に基づき交付決定を受けたものについては、当該要綱に従うものとする。

附則

この要綱は、令和6年10月17日から施行する。

別表 4 第 3 条第 1 項第 4 号に規定する補助金 (神奈川県 C O ₂ 排出量管理システム改修支援補助金)

1 第3条第1 項の補助事業 の範囲	補助事業は、CO2排出量管理システムを活用する事業であって、次の各号に掲げる要件を全て満たす事業とする。 (1) CO2排出量管理システム内のソフトウェアの機能を改修する事業、又は、CO2排出量管理システムと連携する別のソフトウェア等の作成若しくは改修する事業であること。 (2) 補助事業の実施により、CO2排出量管理システムを利用する県内事業者が、同システムに蓄積された電気使用量などのエネルギー使用量や温室効果ガス排出量などのデータを、事業活動温暖化対策計画書等の報告様式に全て又は一部に適合した様式等に簡便に変換し、抽出できる機能を追加する事業であること。 (3) 規則第3条に規定する補助金の交付の申請の際、現に補助事業に着手していないこと。
2 第3条第2 項の補助事業 者	補助事業者は、CO ₂ 排出量管理システムを提供する事業者であること。
3 第4条の補 助対象経費	補助事業を実施するために明らかに必要と認められる経費であって、次の各号に掲げる要件を全て満たす経費 (1) 事業活動温暖化対策計画書等の報告における簡素化と関係がない機能等の追加に係る経費でないこと。 (2) 予備又は将来用のものに要する経費でないこと。 (3) その他知事が別に定めるものでないこと。
4 第4条の補 助額の算出方 法	補助対象経費の額に3分の1を乗じて得た額と300万円のうち、いずれか低い方とする。
5 第6条の交 付申請に係る 提出書類	(1) 神奈川県CO2排出量管理システム改修支援補助金交付申請書(第1号様式) (2) 事業計画書(第1号様式別紙様式1) (3) 役員等氏名一覧表(第1号様式別紙様式2) (4) 本事業実施前の状況がわかる資料(既存システムの改修等を行う場合のみ) (5) システム改修等の設計書及び仕様書(又は、これに相当するもの) (6) 登記事項証明書(個人の場合は住民票など)の写し(3か月以内のもの) (7) その他知事が必要と認めるもの
6 第7条の交 付又は不交付 の決定に係る 様式	補助金の交付を決定したときは、神奈川県CO ₂ 排出量管理システム改修支援補助金交付決定通知書(第2号様式)により、不交付を決定したときは、神奈川県CO ₂ 排出量管理システム改修支援補助金不交付決定通知書(第3号様式)により通知する。
7 第9条第1	神奈川県CO₂排出量管理システム改修支援補助金変更承認申請書

	/ Anton . FT 13/6 _5\						
項の変更の申	(第4号様式)						
請に係る様式							
8 第9条第2	変更が適当であると認めたときは、						
項の変更の承	テム改修支援補助金変更承認通知書(第5号様式)により、適当であ						
認等に係る様	ると認めなかったときは、神奈川県СО₂排出量管理システム改修支						
式	接補助金変更不承認通知書(第6号槍	援補助金変更不承認通知書(第6号様式)により通知する。					
9 第9条第3							
項の中止又は	神奈川県CO2排出量管理システム	改修支援補助金中止・廃止承認					
廃止の申請に	申請書(第7号様式)						
係る様式							
10 第9条第4	廃止が適当であると認めたときは、	、神奈川県CO2排出量管理シス					
項の中止又は	テム改修支援補助金中止・廃止承認及	及び交付決定取消通知書(第8号					
廃止の承認等	様式)により、適当であると認めなれ	かったときは、神奈川県CO₂排					
に係る様式	出量管理システム改修支援補助金中」	上・廃止不承認通知書(第9号様					
(CN OWE)	式)により通知する。						
11 第11条第 1	 補助事業の着手は、補助対象シス	テムの改修▽け作成の差毛レオ					
項の補助事業	一個の事業の有子は、個別内家文人	が A v)					
の着手	చం						
12 第11条第 2	補助事業完了の日は、次のいずれか	³ 遅い日とする。					
項の補助事業	(1) 補助事業の実施に係る改修又は作成が完了した日						
の完了	(2) 補助事業の実施に係る全ての代金の支払を完了した日						
13 第12条の状	神奈川県CO₂排出量管理システム (第10号様式)	改修支援補助金実施状況報告書					
様式	(1) 抽去川頂CO 排川具燃油ショ	二、北次士运送出入安建却先妻					
		テム改修支援補助金実績報告書					
	(第11号様式)						
	(2) 事業報告書(第11号様式別紙様:						
14 第13条の実	(3) システム改修等実施後の状況が						
績報告に係る	(4) 補助事業に係る納品及び支出を	趾り ることかわかる音類					
書類	(5) 補助金振込先の通帳等(写し) (6) 補助事業者自身、100パーセント同一の資本に属するグループ企						
	業又は補助事業者の関係会社から記	理 工事寺を百ぴ。/ りる場合					
	は、利益等の排除に関する書類						
15 姓14夕 54	(7) その他知事が必要と認めるもの						
15 第14条の補	神奈川県CO2排出量管理システム	改修支援補助金交付額確定通知					
助金の額の確	書(第12号様式)						
定に係る様式							
15 第17条第 2	財産の種類	期間					
項の知事が定		= h-					
める財産の種	ソフトウェア、プログラム等	5年					
類及び期間							
16 第17条第3	神奈川県CO2排出量管理システム	改修支援補助金財産処分等承認					
-							

項の財産処分	申請書(第13号様式)
に係る様式	
17 第17条第4 項の財産処分 の承認等に係 る様式	処分等が適当であると認めたときは、神奈川県CO ₂ 排出量管理システム改修支援補助金財産処分等承認通知書(第14号様式)により、適当であると認めなかったときは、神奈川県CO ₂ 排出量管理システム改修支援補助金財産処分等不承認通知書(第15号様式)により通知する。
18 第21条の県 への協力事項	CO₂排出量管理システムの普及等に関して県との連携に努めること。

神奈川県CO2排出量管理システム改修支援補助金交付申請書

年 月 日

神奈川県知事 殿

申請者 住 所

氏 名(法人にあっては、名称及び代表者氏名)

神奈川県CO₂排出量管理システム改修支援補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

なお、4の誓約事項について相違ないことを誓約するとともに、暴力団又は暴力団員でないことを確認するため、役員等氏名一覧表(第1号様式別紙様式2)に記載した情報を神奈川県警察本部に照会することについて異議ありません。

- 1 補助事業の目的及び内容 事業計画書のとおり
- 2 補助事業の着手及び完了の予定期日 事業計画書のとおり
- 3 交付申請額(千円未満切り捨て)

円

4 誓約事項

次の事項について相違ないことを誓約します。

- (1) 過去2年以内に銀行取引停止処分を受けていないこと。
- (2) 過去6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出していないこと。
- (3) 次の申立てがなされていないこと。

ア 破産法 (平成16年法律第75号) 第18条又は第19条に基づく破産手続開始の申立て イ 会社更生法 (平成14年法律第154号) 第17条に基づく更生手続開始の申立て

- ウ 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条に基づく再生手続開始の申立て
- (4) 債務不履行により、所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は 競売開始決定がなされていないこと。
- (5) 補助事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財政能力を有すること(債務超過の状況にないこと。)。
- (6) 県税その他の租税を滞納していないこと。
- (7) 県が措置する指名停止期間中の者でないこと。
- (8) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (9) 当該年度内に、同一の設置場所において、同一の補助金の交付申請をしていないこと。
- (10) 当該年度内に、同一の補助事業において、県の他の補助金の交付申請をしていないこと。

事業計画書

1 申請者の概要

工 中間行 ♥フイル	71.5				
事業者等の名称					
代表者役職·	氏名				
所在地・住所					
申請に係る	部署名				
責任者	役職				
	氏名				
	電話番号	_	_	(内線)
申請に係る	部署名				
担当者	氏名				
	電話番号	_	_	(内線)
	メールアドレス	•		@	

2 事業の概要

名称									
所在地									
事業開始予定年月日						年	月		日
3						年	月		日
							円	(税払	支)
うち補助対象経費	,						円	(税技	支)
補助金交付申請額							円	(税技	支)
	所在地 3	所在地 目 目	所在地 目 目	所在地 目 目	所在地 目 目	所在地 目 目	所在地 日 年 日 年	所在地 日 年 月 日 年 月 円	所在地 日 年 月 日 年 月 日 円(税払

3 事業実施スケジュール

年月	2024年 2025年				備考		
項目	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
1 改修等							改修等期間: 月 日~ 月 日
2 完了							事業完了予定日: 年 月 日

4	改善の	概要	と効	!果

事業の宝施は	ートり	見込め	ス改姜の概要	と効果を記載し	てください
	`/	カー・カー・レー・レー・			/ \ \ // (~ v ·

	事業の美施により見込める改善の概要と効果を記載してくたさい。
-	

(次頁へ続く)

5 収支計画

(1) 支出の部

区分	予算額 (税抜)	備考
	円	
	円	
	円	
	円	
合計 (①)	円	②と一致

<経費の内訳>

費目		事業に要する	左記のうち補	備考
大分類	内訳	費用(税抜)	助対象経費 (税抜)	
作成又は 改修費 (a)		円	円	
その他(b) ()		円	円	
合計 (A=a+b)		円	円	
消費税及び地方	消費税(B)	円		A×10%、 1円未満切捨て
総計 (A+B)		円		

<補助金交付申請額の算出>

費目	金額
補助対象経費	円
補助金交付申請額	円

- ※金額は、全て税抜きで記入してください。
- ※費目の内訳がある場合は、内訳の内容が分かる資料を別途添付してください。
- ※<u>「出精値引き」「端数値引き」など、内訳が明確ではない値引きについては、</u> <u>すべて対象経費から差し引くこと。</u>
- ※補助金交付申請額は、補助対象経費の1/3以内の額(1,000円未満切捨て)又は 300万円のいずれか低い金額となります。
- ※補助事業者自身、100パーセント同一の資本に属するグループ企業又は補助事業者の 関係会社から調達(工事等を含む。) する場合は、利益等を排除して算出すること。

<利益等の排除について>

補助事業者自身、100パーセント同一の資本に属するグループ	□ <i>‡</i> :
企業又は補助事業者の関係会社から調達(工事等を含む。)	口 有
の有無	

※有にチェック☑している場合は、実績報告時に利益等の排除に関する書類を提出すること。

(次頁へ続く)

(2)収入の部

区分	予算額 (税抜)	備考
自己資金	円	
借入金	円	
県補助金	円	補助金交付申請額
県内市町村補助金	円	補助金名称:
その他	円	
合計 (②)	円	①と一致

^{※&}lt;u>県内市町村の補助金を受ける場合</u>は、当該補助金のうち補助事業の経費に係る<u>補助</u> <u>額を入力</u>し、<u>備考欄に当該補助金名称を入力</u>してください。

役員等氏名一覧表

年 月 日現在の役員

る口、吹きた	氏	名	フリブ	か *ナ	生年月日		生年月日 (大正T,昭和S,平成H,令		tal mar	<i>(</i> -)-	=-
役職名	姓	名	姓	名	(大正丁,	昭和S,≅ 和R)	₽成H,令	性別住		所	
<代表者>											

神奈川県CO2排出量管理システム改修支援補助金交付決定通知書

第 号年 月 日

様

神奈川県知事

年 月 日付けで申請のありました神奈川県 CO_2 排出量管理システム改修支援補助金の交付については、補助金の交付等に関する規則(昭和 45 年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。)第4条第1項の規定により次のとおり決定したので、規則第6条の規定により通知します。

1 補助金額

円

2 補助条件

- (1) この補助金の対象となる事業は、 年 月 日付けで申請のあった神奈 川県 CO_2 排出量管理システム改修支援補助金に係る事業とし、その内容は申請の とおりとします。また、知事が別に定める期日までに事業を完了しなければなり ません。
- (2) 補助事業の内容の変更をしようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければなりません。ただし、補助対象経費にその20パーセント超える影響を及ぼすことがない軽微な変更についてはこの限りではありません。また、交付決定後に補助事業の内容の変更に伴う補助金の額の増額はできません。
- (3) 補助事業を廃止しようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければなりません。
- (4) 補助事業が事業完了予定期日までに完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければなりません。
- (5) 次の場合、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがあります。また、取り消した部分に係る補助金を返還させ、補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を徴収することがあります。
 - ア 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
 - イ 補助金を他の用途に使用したとき。
 - ウ 補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令若しくはこれに 基づく知事の指示若しくは命令に違反したとき。
 - エ 補助事業の実施に関して不正、怠慢その他不適当な行為を行ったとき。
- (6) この補助金は、神奈川県CO₂排出量管理システム改修支援補助金実績報告書

(第11号様式)に基づき交付すべき補助金の額を確定した後に精算交付します。

- (7) その他、規則及び神奈川県産業・業務部門脱炭素推進事業費補助金交付要綱 (以下「要綱」という。)の定めるところに従わなければなりません。
- 3 この補助金に係る実績報告は、神奈川県CO₂排出量管理システム改修支援補助金 実績報告書(第 11 号様式)に次の書類を添えて、知事が別に定める期日までに提出 しなければなりません。
 - (1) 事業報告書(第11号様式別紙様式1)
 - (2) 補助事業の実施状況が確認できる写真
 - (3) システム改修等実施後の状況がわかる資料
 - (4) 補助事業に係る納品及び支出を証することがわかる書類
 - (5) 補助金振込先の通帳等(写し)
 - (6) 補助事業者自身、100パーセント同一の資本に属するグループ企業又は補助事業者の関係会社から調達(工事等を含む。)する場合は、利益等の排除に関する書類
 - (7) その他知事が必要と認めるもの
- 4 この補助金に係る状況報告は、知事が別に定める期日までに提出しなければなりません。ただし、同期日までに3の実績報告を行った場合は、行う必要はありません。
- 5 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後に おいても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、要綱第17条第2項に規定 する財産処分制限期間において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交 換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄することはできません。
- 6 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出 についての証拠書類を要綱第 17 条第 2 項に規定する財産処分制限期間が経過するま で保管しなければなりません。また、当該期間が経過しない間に法人その他の団体 を解散させる場合は、その権利義務を承継する者(権利義務を承継する者がいない 場合は知事)に帳簿及び証拠書類を引き継がなければなりません。
- 7 次のいずれかに該当する場合は、速やかに文書をもってその旨を知事に届け出な ければなりません。
 - (1) 個人にあっては、住所又は氏名を変更したとき。
 - (2) 法人その他の団体にあっては、所在地、名称又は代表者を変更したとき。
- 8 この補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に不服があるときは、この 交付決定通知書を受理した日から起算して10日を経過した日までに申請の取下げを することができます。

別表4 第3号様式(第7条関係)

神奈川県СО2排出量管理システム改修支援補助金不交付決定通知書

第 号年 月 日

様

神奈川県知事

年 月 日付けで申請のありました神奈川県CO₂排出量管理システム改修支援補助金の交付については、次の理由により交付しないこととしたので、神奈川県産業・業務部門脱炭素推進事業費補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

(交付しない理由)

別表4 第4号様式(第9条関係)

神奈川県CO₂排出量管理システム改修支援補助金変更承認申請書

年 月 日

神奈川県知事 様

申請者 住 所 氏 名 (法人にあっては、 名称及び代表者氏名)

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた神奈川県CO₂排出量管理システム改修支援補助金に係る事業について、次のとおり変更し、補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

2 交付申請額(千円未満切捨て)変更前 円 変更後 円

2 変更の内容

	変更前	変更後
補助事業の内容		
経 費		

3 変更の理由

責任者氏名連絡先担当者氏名連絡先

別表4 第5号様式(第9条関係)

神奈川県CO2排出量管理システム改修支援補助金変更交付決定通知書

第 号 年 月 日

様

神奈川県知事

年 月 日付けで申請のありました神奈川県CO₂排出量管理システム改修支援補助金の交付の変更については、補助金の交付等に関する規則(昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。)第4条第1項の規定により次のとおり決定したので、規則第6条の規定により通知します。

1 補助金額 円

既決定額 円 今回変更交付決定額 円

2 補助条件

- (1) この補助金の変更交付の対象となる補助事業の内容及び経費は、 年 月日付けで申請のありました神奈川県CO₂排出量管理システム改修支援補助金変更交付申請書に記載のとおりとします。
- (2) この補助金の変更交付決定の内容又はこれに付した条件に不服があるときは、この変更交付決定通知書を受理した日から起算して10日を経過した日までに申請の取下げをすることができます。
- (3) その他の交付条件については、 年 月 日付け 第 号神奈川県CO₂排 出量管理システム改修支援補助金交付決定通知書のとおりとします。

別表4 第6号様式(第9条関係)

神奈川県CO₂排出量管理システム改修支援補助金変更交付不承認通知書

第 号

年 月 日

様

神奈川県知事

年 月 日付けで申請のありました神奈川県CO₂排出量管理システム改修支援補助金の交付の変更については、次の理由により承認しないこととしたので、神奈川県産業・業務部門脱炭素推進事業費補助金交付要綱第9条第4項の規定により通知します。

(承認しない理由)

別表4 第7号様式(第9条関係)

神奈川県СО₂排出量管理システム改修支援補助金中止・廃止承認申請書

年 月 日

神奈川県知事 様

申請者 住 所 氏 名 (法人にあっては、 名称及び代表者氏名)

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた神奈川県CO₂排出量管理システム改修支援補助金に係る事業について、次のとおり廃止したいので申請します。

1 廃止の内容

2 廃止の理由

責任者氏名 担当者氏名 連絡先

別表4 第8号様式(第9条関係)

神奈川県CO₂排出量管理システム改修支援補助金 中止・廃止承認通知書及び交付決定取消通知書

第 号年 月 日

様

神奈川県知事

年 月 日付けで申請のありました神奈川県CO2排出量管理システム改修支援補助金に係る事業の中止・廃止については、承認することとし、補助金の交付の決定を取り消したので、神奈川県産業・業務部門脱炭素推進事業費補助金交付要綱第9条第4項の規定により通知します。

別表4 第9号様式(第9条関係)

神奈川県СО₂排出量管理システム改修支援補助金中止・廃止不承認通知書

第 号 月 日

様

神奈川県知事

年

年 月 日付けで申請のありました神奈川県CO₂排出量管理システム改修支援補助金に係る事業の中止・廃止については、次の理由により承認しないこととしたので、産業・業務部門脱炭素推進事業費補助金交付要綱第9条第4項の規定により通知します。

(承認しない理由)

別表 4 第10号様式 (第12条関係)

神奈川県CO₂排出量管理システム改修支援補助金実施状況報告書

年 月 日

神奈川県知事 殿

申請者 郵 便 番 号 〒 所在地

名 称

代表者の職・氏名

注 補助事業者が複数の者の場合は、代表となる一者に係る事項を記載すること。

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた神奈川県CO₂排出 量管理システム改修支援補助金に係る事業の 年 月 日現在における実施 状況について、次のとおり報告します。

- 1 補助事業の執行状況
- 2 補助対象経費の執行状況

神奈川県CO2排出量管理システム改修支援補助金実績報告書

年 月 日

神奈川県知事 殿

申請者 住 所 氏 名 (法人にあっては、 名称及び代表者氏名)

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた神奈川県CO₂排出量管理システム改修支援補助金に係る事業の実績について、関係書類を添えて次のとおり報告します。

(添付書類)

- (1) 事業報告書(第11号様式別紙様式1)
- (2) システム改修等実施後の状況がわかる資料
- (3) 補助事業に係る納品及び支出を証することがわかる書類
- (4) 補助金振込先の通帳等(写し)
- (5) 補助事業者自身、100パーセント同一の資本に属するグループ企業又は補助事業者の関係会社から調達(工事等を含む。) する場合は、利益等の排除に関する書類
- (6) その他知事が必要と認めるもの

(補助金振込先)

口座名義人	(フリガナ)
金融機関名	
店名	
預金の種類	
口座番号	

事業報告書

1 申請者の概要

T 1 H11 11 12 14	<i>7</i> . ~						
事業者等の名	称						
代表者役職·	氏名						
所在地·住所							
申請に係る	部署名						
責任者	役職						
	氏名						
	電話番号	-	_	_	(内線)	
申請に係る	部署名						
担当者	氏名						
	電話番号	-		_	(内線)	
	メールアドレス				@		

2 事業の概要

補助対象事業者等	名称					
	所在地					
事業名						
事業着手年月日				年	F	日
事業完了年月日				年	月	月日
事業に要した費用					円	(税抜)
	うち補助対象経費				円	(税抜)
補助金所要額(積算	≨額)※				円	(税抜)
他の補助金等の利用		あり	•	なし		

- ※事業完了年月日については、改修等完了日又は補助事業者における支出義務額(改修等に要する経費の金額)の支払日のいずれか遅い日を記載してください。
- ※補助金所要額(精算額)は、交付決定額を超えることはできません。
- ※他の補助金等(県内市町村が交付する補助金等)の利用がある場合は、該当する補助金の交付決定通知書等を添付してください。

3 改善と効果

事業の実施により図られた改善と効果を記載してください。	

(次頁へ続く)

4 収支決算

(1) 支出の部

区分	予算額 (税抜)	備考
	円	
	円	
	円	
	円	
合計 (①)	円	②と一致

<経費の内訳>

費目		事業に要する	左記のうち補	備考
大分類	内訳	費用(税抜)	助対象経費 (税抜)	
作成又は		円	円	
改修費(a)				
その他 (b)		円	円	
()				
合計 (A=a+b)		円	円	
消費税及び地方	消費税(B)	円		A×10%、
				1円未満切捨て
総計 (A+B)		円		

<補助金交付申請額の算出>

費目	金額
補助対象経費	円
補助金交付申請額	円

- ※金額は、全て税抜きで記入してください。
- ※費目の内訳がある場合は、内訳の内容が分かる資料を別途を添付してください。
- ※<u>「出精値引き」「端数値引き」など、内訳が明確ではない値引きについては、</u> すべて対象経費から差し引くこと。
- ※補助金交付申請額は、補助対象経費の1/3以内の額(1,000円未満切捨て)又は 300万円のいずれか低い金額となります。
- ※補助事業者自身、100パーセント同一の資本に属するグループ企業又は補助事業者の 関係会社から調達(工事等を含む。)する場合は、利益等を排除して算出すること。

<利益等の排除について>

補助事業者自身、100パーセント同一の資本に属するグループ	□ <i>‡</i> :
企業又は補助事業者の関係会社から調達(工事等を含む。)	口 有
の有無	

※有にチェック☑している場合は、実績報告時に利益等の排除に関する書類を提出すること。

(次頁へ続く)

(2)収入の部

区分	予算額 (税抜)	備考
自己資金	円	
借入金	円	
県補助金	円	補助金交付申請額
県内市町村補助金	円	補助金名称:
その他	円	
合計 (②)	円	①と一致

^{※&}lt;u>県内市町村の補助金を受ける場合</u>は、当該補助金のうち補助事業の経費に係る<u>補助</u> <u>額を入力</u>し、<u>備考欄に当該補助金名称を入力</u>してください。

別表 4 第12号様式 (第14条関係)

神奈川県CO₂排出量管理システム改修支援補助金交付額確定通知書

第 号年 月 日

様

神奈川県知事

神奈川県 CO_2 排出量管理システム改修支援補助金交付決定通知(年月日付け号)により交付決定した補助金については、年月日付けで提出された神奈川県 CO_2 排出管理システム改修支援補助金実績報告書に基づき、交付額を次のとおり確定したので、神奈川県産業・業務部門脱炭素推進事業費補助金交付要綱第14条第1項の規定により通知します。

補助金額(確定額)

円

神奈川県CO₂排出量管理システム改修支援補助金財産処分等承認申請書

年 月 日

神奈川県知事 様

申請者 住 所 氏 名 (法人にあっては、 名称及び代表者氏名)

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた神奈川県CO₂排出量管理システム 改修支援補助金に係る補助事業により取得した財産について、次の理由により処分等 を行うため、承認を受けたく申請します。

- 1 処分等を行う財産
- 2 処分等の方法(次のいずれかに○を付けてください。)

()目的外使用、()譲渡、()交換、()貸付け、

- ()担保、()取壊し、()廃棄
- 3 処分等の内容
- 4 処分等の理由

責任者氏名 担当者氏名 連絡先連絡先

別表 4 第 14 号様式 (第 17 条関係)

神奈川県CO₂排出量管理システム改修支援補助金財産処分等承認通知書

第 号年 月 日

様

神奈川県知事

年 月 日付けで申請のあった財産の処分等については、次のとおり承認することとしたので、神奈川県産業・業務部門脱炭素推進事業費補助金交付要綱第17条第4項の規定により通知します。

- 1 処分等を行う財産
- 2 処分等の方法
- 3 処分等の内容

4 承認の条件

- (1) 処分等が完了した場合は、速やかに処分等の完了を証する書類及びその他知事が認める書類を提出すること。
- (2) 補助金の全部又は一部に相当する金額の請求を受けた場合は、これを県に納付すること。

注:承認の条件を満たさない場合には、承認を取り消す場合があります。

別表 4 第 15 号様式 (第 17 条関係)

神奈川県CO₂排出量管理システム改修支援補助金財産処分等不承認通知書

第 号年 月 日

様

神奈川県知事

年 月 日付けで申請のあった財産の処分等については、次のとおり承認しないこととしたので、神奈川県産業・業務部門脱炭素推進事業費補助金交付要綱交付要綱第17条第4項の規定により通知します。

(承認しない理由)